



NO. 号外  
2013. 10. 17

発行  
国土交通省管理職  
ユニオン  
所在地  
東京都千代田区霞ヶ  
関 2-1-2 中央合同庁  
舎 2 号館  
TEL 03-3509-1138  
Eメール  
k-union@alpha.ocn.  
ne.jp  
ホームページ  
http://www7.ocn.  
ne.jp/~k-union

# 速報 総務省交渉

## 義務的再任用について

# フルタイムが原則で短時間は例外

## 総務省交渉で明らか

### 特例法の取り扱い

# 「年の期限付き」という立法趣旨、 人権尊重の政府の基本姿勢」に立って

国土交通省管理職ユニオンは、一〇月一五日 総務省と「再任用問題」「特例法関係」についての団体交渉を実施しました。この団体交渉には、ユニオンから河野委員長他一六名が、総務省からは森谷給与第一担当参事官補佐、大堀公務員高齢対策課長補佐、竹下労働・国際担当参事官補佐他二名が参加しました。

特例法案については、「減額措置については、厳しい財政事情に鑑み、やむを得ず行っている。震災復興や毎年発生する災害復旧の中で、ユニオンの皆さんが、自ら専念して日々任務を遂行していることは十分承知しています。」との回答がされました。

これに対して、各支部代表から「特例法の矛盾点などを追求する中で、総務相が給与関係閣議に臨む姿勢として「特例減額措置は、立法趣旨として二年間の期限付きであること。（本年の人事院の報告において、平成二六年四月以降の国家公務員の給与については、民間準拠による給与水準が確保される必要があると指摘されていることから）人事院勧告制度を尊重する政府の基本姿勢に立って

臨む」ことが明らかにされました。



【対応する総務省】



【追求するユニオン】



## 当局は閣議決定の趣旨に沿って 現在の再任用の作業を見直すべき

再任用問題では、旧建設省の職場でフルタイム希望者に「短時間勤務しか採用できない」などの説明を行っていることを紹介したところ、驚きを隠せず「（今年三月二六日の）閣議決定は、フルタイム勤務が基本、ただし書きの短時間勤務は例外であって、その適用において、説明責任が伴う」と閣議決定の

趣旨を改めて説明しました。この回答で、当局が行おうとしている来年の「義務的再任用」は閣議決定違反であり、不当であることが明らかになっています。当局は、直ちに、現在行っている「再任用の作業」を、閣議決定の趣旨に沿って、見直しをすべきです。